笑顔輝く地域めざして!!
魚沼市議会議員　渡辺　一美

2016年　5月3日号　No. 13
＜発行＞ 白ゆりネットワーク

〒946-0075
魚沼市吉田 280-4
Tel 025-792-4791
fax　792-5883

# かずみ 通信

「熊本地震」により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧復興を祈念いたしております。

## 平成28年　第一回定例会　議会報告

### ２月定例会一般質問

**相続放棄による諸課題を問う**

問　全ての相続人が相続放棄された財産は国のものになると一般的には解釈されているが実際にそうなる財産は少ない。相続財産管理人の選定がなく、国の財産になる手続きが進まず凍結状態にある財産が殆どである。相続放棄に係る問題点はどのようなことか。

答　山林・農地が管理不能となり荒廃し、隣接地に迷惑をかけることが考えられる。また、当該農地を賃貸借等により耕作したいという希望があっても、所有者不在により手続ができない。空き家については、放置され家屋の老朽化が進むことで、倒壊等による近隣住民や通行人に人的被害が発生する可能性がある。土地利用については、売買等が進まず所有権移転ができない事案が増えている。市税管理については、税収の減や、相続人不存在を確認するまでの相続人該当者の追跡調査事務が問題となっている。

問　今後この問題は増加すると思われる。市はどんな対策を講じているか。

答　現在、相続登記を進めるための対策として、死亡届出時にチラシを配布している。また、相談がある場合は、市民相談センターや社会福祉協議会で行っている弁護士による無料法律相談などで受けている。　※詳しくは魚沼市ホームページよりインターネット中継をご覧ください。

**あなたのため、お子さんやお孫さんのため、地域のために、相続登記（所有者の名義変更）をしたいと考えている方…**

**市民相談センター等にご相談ください。**

３月15日、国土交通省から所有者の所在の把握が難しい土地について、解決事例等を整理した市区町村等の職員向けのガイドライン「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」が、策定されました。

**相続財産を適切に管理できないときも相続放棄以外の方法があるかもしれません。**

様々な理由から土地の登記でお困りの方は、市民相談センターなどでご相談ください。

（ある市民からの自分の田が相続放棄された山林に迷惑をかけられているとの相談がきっかけとなり、様々調査を重ね、一般質問及び相談解決へとつながりました。）

新年度予算より

### 妊産婦医療費助成の拡充

**が実現しました！**

魚沼市で安心して産み育てられる少子化対策として、かねてより一般質問等で要望していました「妊産婦医療費助成事業」が新年度予算で拡充されます。これまでは、妊娠出産にかかる入院の医療費について半額の医療費助成をしていましたが、新年度より入院・通院ともに妊娠出産にかかるすべての医療費に医療費助成をします。

特別障害者手当認定取消に係る

### 行政処分不服審査請求

**県の裁決は住民の審査請求を容認**

４月15日、福祉文教委員会において「特別障害者手当誤認定と過誤払いのその後の経過」について福祉課より報告を受け、質疑を行いました。

※詳しくは魚沼市ホームページより会議録をご覧下さい。

【事案の内容】

平成22年２月、県の監査によって特別障害者手当資格認定事務において誤認定を指摘され、誤認定者42名に対して認定の取り消しと手当の過誤払金返納処分を決定。42件のうち５件が審査請求を提出し、県は請求期間を経過している１件を棄却。１件が審査請求を取下げた。

県は３月28日、３件の審査請求を認め、市の認定取消処分及び手当返納処分の取消を裁決した。

【委員会質疑の一部】

問　今回の３件以外の方たちの処分は、取り消さず、そのままなのか。

答　そうなります。

問　42名の状況は異なるが、今回の３件と同条件の方が７名いる。訴訟できるかできないかは弁護士と相談しなければ何とも言えないが、行政訴訟法上、裁決の日から１年ないし、裁決を知った時から６か月を経過すると訴訟提起ができなくなる。訴訟の権利を奪わないために、誤認定者42名への情報提供はどうするのか。

答　定例記者会見で発表するが、42名への個別の報告は考えていない。

### 「身の丈にあった新庁舎建設」など４項目の付帯決議を可決しました

| | 魚沼市 | 佐渡市 | 柏崎市 | 新発田市 |
|---|---|---|---|---|
| 人口　平成27年３月末現在 | 38,624 | 59,060 | 87,857 | 100,685 |
| 想定延床面積 | 10,000 | 6,000 | 14,000 | 12,000 |
| 佐渡市H32年３月時現庁舎と併用 | — | 8,976 | — | — |
| 完成時期 | H32年３月 | H32年３月 | H33年３月 | H28年３月 |
| 新庁舎完成時の収容想定職員数 | 300 | 376 | 530 | 420 |
| 平成32年３月職員 | 318 | 455 | — | — |
| 想定議員数 | 20 | 22 | 26 | 27 |
| 庁舎本体工事費 | 45億 | 22.2億 | — | 注１ 40.4億 |
| 総事業費 | 50億 | 29.4億 | 70億～75億 | 注２ 57.2億 |
| 想定職員１人当たり床面積 | 33.3 | 16.0 | 26.4 | 28.6 |

※県内の現在建設中または計画中の市の新庁舎建設基本計画より抜粋

注1.2　新発田市の新庁舎建設費用は、東日本震災等による工事費の高騰で、基本計画の当初の概算費用より工事費が増え、本体工事費が約55億円。総事業費は70億円を超える見込み。

**今後、議会の付帯決議の内容を委員会で議論していく必要があります。**

付帯決議　①事前調査住民説明を速やかに実施すること　②身の丈にあった建設規模にすること　③起債は将来負担をできるだけ軽減するよう検討すること。④各段階で市民の意見を聞くこと

# 2016年度予算に公明の主張が反映

## 幼児教育無償化を推進

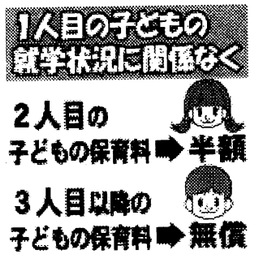


年収360万円未満の場合、1人目の子どもの就学状況によって、2人目以降の保育料の支援が制限されていましたが、この制限が撤廃され、2人目の子どもの保育料は半額、3人目以降の子どもの保育料は無償になります。

## 児童扶養手当の拡充

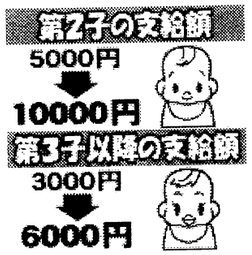


児童扶養手当（第1子の支給額は、所得に応じ月額9910円～4万2000円）の、第2子の支給額が現行の月額5000円から1万円へ、第3子以降の支給額が現行の月額1人当たり3000円から6000円へ、それぞれ倍増します。

## 年金生活者等支援臨給付金

低所得の高齢者1人につき3万円を支給する高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時給付金）の支給。対象者は15年度分の住民税が課税されていない16年度中に65歳以上になる人です。年金を受給していなくても、要件を満たしていれば支給されます。

## 不妊治療の補助拡大

少子化対策として、15年度補正予算で16年度予算を前倒しする形で初回治療の助成額を最大15万円から同30万円に倍増、男性の治療が必要な場合は最大15万円を上乗せしました。16年度予算では158億円を盛り込んでいます。

## 介護離職ゼロ対策

介護施設・在宅サービスを整備し、20年代初頭までに約50万人分以上の受け皿を確保また、現在一括取得しかできない介護休業を最大3回まで分割取得できるようにするほか、介護休業給付を賃金の40%から67%に引き上げます。

## 無利子奨学金の拡大

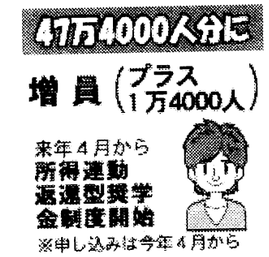


学生などに向けた無利子奨学金を1万4000人分拡大し47万4000人分に授業料減免枠も5000人増員します。所得に応じて返還額が変わる「所得連動返還型奨学金制度」（17年4月開始）は今年4月から募集が始まります。

# 平和安全法制が施行　憲法9条の枠内で安全守る

### 「専守防衛」堅持した公明

公明党は平和安全法制の整備に当たり、海外での武力行使を禁じた憲法9条の解釈を堅持するよう一貫して訴えてきました。専守防衛、非核三原則、軍事大国にならないという戦後日本の安全保障の基本理念は全く変わりません。

議論の前提として、憲法には「自衛の措置」（武力行使）に関する直接的な記述はありません。憲法9条の下で武力行使がどこまで許されるかの基準は、これまでもっぱら政府と国会の議論の中で確立されてきました。

その根幹は、「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を定めた憲法9条と、前文の平和的生存権、13条の幸福追求権を合わせて読むことで、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態」では、自衛の措置が認められるというものです。

**憲法第9条の下で許容される自衛の措置　新3要件**

①わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合

②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき

③必要最小限度の実力を行使

安保環境が厳しさを増す中、政府見解の根幹部分と論理的な整合性を保ちつつ、憲法9条の下で自衛の措置がどこまで許されるかを明らかにしたのが新3要件です。これにより、他国防衛を認めず、専守防衛を堅持するための厳格な歯止めがかけられました。新3要件は従来の政府の基本的な論理を踏まえたものであり、内閣法制局も憲法に適合していると明確に答弁しています。

### 自衛隊海外派遣に厳格な歯止め

―自衛隊の海外派遣に対して公明党は、どのような歯止めをかけたか。

実力組織である自衛隊の海外派遣に当たっては、明確な要件や手続きが必要だと訴えました。

公明党は、海外派遣の3原則を掲げて法律に盛り込むなど、何重もの厳格な歯止めをかけました。

**海外派遣の3原則**

1. 国際法上の正当性の確保
2. 国民の理解と国会関与など民主的統制
3. 自衛隊員の安全確保

国際平和支援は、自衛の措置と違い「急迫、不正の事態」ではないため**「例外なく国会の事前承認」**することを公明党が強く主張して法定化しました。

### 「戦争法」との　不安煽るレッテル貼りは安全保障のレベル下げる

―いまだに“戦争法”との批判もありますが…

法制の意義などについて静岡県立大学グローバル地域センターの小川和久特任教授に聞きました。

**小川和久特任教授＜識者の声＞**

「いま、どの国も一国だけの力で自国の平和は守れません。戦争を未然に防ぐには国際社会と連携して抑止力を高める必要があります。平和安全法制の施行で、その実現へ大きく踏み出しました。私は国際社会の安全保障環境は新たな段階に入ったと見ています。国同士の戦争は起きにくくなった一方、テロ組織「イスラム国」（IS）など非国家主体による危険性が増しています。前者は集団的自衛権、後者は国連平和維持活動（PKO）や海賊対処など集団安全保障のテーマです。非国家主体に対して国際社会が歩みを同じくしようとする中、諸外国は日本が本当にあてになる国かを見ています。日本はようやく、その責務に耐え得る方向に前進したと思います。その証拠に、国際社会は平和安全法制を支持しています。中韓両国も信頼する公明党が前のめりになりがちな議論の“歯止め”役となったことをよく分かっているのでしょう。韓国の朴槿恵大統領をはじめ、中国の執行部も、昨秋、両国を訪問した山口那津男代表に対して法制整備への理解を伝えています。